

## 介護職員等特定処遇改善加算について

2019年10月より介護職員等特定処遇改善加算制度が開始されています。  
各事業所の介護サービスの加算種別及び対象介護職員につきましては、  
次のとおり運用しています。

### 【介護事業所】

- 大久保病院介護医療院／介護医療院
- 大久保病院介護医療院／（介護予防）短期入所療養介護
  
- 介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう／介護老人保健施設
- 介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう／（介護予防）短期入所療養介護
- 介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう／（介護予防）通所リハビリテーション
  
- 久住高原ホームヘルプセンター／訪問介護
- 久住高原ホームヘルプセンター／訪問型総合事業
  
- グループホームくたみのもり／（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- グループホームくたみのもり／（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
  
- くたみのもりデイサービスセンター／（介護予防）認知症対応型通所介護

介護職員等特定処遇改善加算：加算Ⅰ

対象職員：介護福祉士資格あり経験10年以上：介護福祉士資格あり経験10年未満

＝1対0.4の比率で実稼働時間にて配分とする。

ただし、所得制限のある者はこの限りではない。

以上